

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場)買入	19:産業用機器	ホソカワミクロン(株)	5,060,000	令和2年1月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	胃がん検診車搭載X線撮影装置用X線管装置 ほか1点 買入	27:医療用機器	日立ヘルスケアシステムズ(株)	5,500,000	令和2年1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	水道記念館学習施設映像展示物 修繕	25:視聴覚機器	(株)フルフィル	2,721,400	令和2年2月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G31	
4	消防救急デジタル無線リチウムイオンバッテリーパックほか2点 買入	24:通信用機器	(株)富士通マーケティング	2,673,000	令和2年3月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（北斎場）買入

2 契約の相手方

ホソカワミクロン株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回買入の北斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、ホソカワミクロン株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3375）

随意契約理由書

1. 案件名称

胃がん検診車搭載X線撮影装置用X線管装置 ほか1点 買入

2. 契約の相手方

日立ヘルスケアシステムズ株式会社

3. 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回買入のX線撮影装置用X線管装置と画像処理装置は、健康局が保有する胃がん検診車『こすもす13号』に搭載された株式会社日立製作所製（旧株式会社日立メディコ製）のX線撮影装置の主要構成部品である。X線高電圧装置・撮影台などの各ユニットで構成されており、独自の技術により設計・製作したものである。

したがって、本部品はX線撮影装置と一体であり、材質及び性能保証の関係から他社製品とは互換性がなく使用できないため、株式会社日立製作所製を選定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は、株式会社日立製作所の医療機器(画像診断装置・分析装置)事業に関して、整備部品及び修理部品の直接販売は、日立ヘルスケアシステムズ株式会社が行っており、他社では取り扱いができないため、日立ヘルスケアシステムズ株式会社を特名するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課(成人保健)

電話番号：06-6208-9943

随意契約理由書

1 案件名称

水道記念館学習施設映像展示物 修繕

2 契約の相手方

株式会社フルフィル

3 随意契約理由

本業務は、大阪市水道局水道記念館に来館されたお客さまが、水道事業の役割や水の大切さ、浄水場の仕組みなどについて、より一層理解を深めていただくことを目的に設置している、個性あふれるキャラクター（じょう水ジョーと大阪水フレンズ）の映像展示パネル機器（以下「本パネル機器」という。）の修繕を行うものです。

本パネル機器は上記業者が独自に企画開発・設計施工を行ったものであり、他に同様の機器がない唯一のものとなっています。

また、センサー部・コントロール部についても上記業者が独自にマイコン制御プログラムを開発して搭載しているため修繕を行うにあたっては本機器特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

さらに、上記業者を含む複数の業者へのヒアリングにおいて、上記業者以外が本業務を履行し、本パネル機器に障害が発生した場合、その原因が本パネル機器固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは株式会社フルフィルが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部総務課柴島事務所（電話番号 06-6320-2874）

随意契約理由書

- 1 案件名称
消防救急デジタル無線リチウムイオンバッテリーパックほか2点 買入
- 2 契約の相手方
株式会社富士通マーケティング
- 3 随意契約理由
当局は、無線機を活用することにより災害時の部隊活動を効率的に行い、災害情報収集及び警防活動等の充実強化を図っている。
当該製品は、富士通株式会社製であり、富士通株式会社は消耗品の販売を行っておらず、上記業者は消耗品の販売を行う大阪府下唯一の代理店である。
よって、上記業者を指定する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6562）